

○令和8年3月18日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後4時26分

○出席委員（14名）

委員長 江川 あや
副委員長 皆川 ゆきたけ
委員 いしかわ まさき
委員 小林 ゆうき
委員 駒木 おさみ
委員 石川 まさゆき
委員 まじま 隆 英

委員 高橋 紀博
委員 高木 ひろたか
委員 能登谷 繁
委員 金谷 美奈子
委員 高花 えいこ
委員 安田 佳正
委員 杉山 允孝

○欠席委員（1名）

委員 あべ なお

○出席議員（2名）

議長 福居 秀雄

予算等審査特別委員会委員長 高橋 ひでとし

○説明員

副市長 梶井 正将
観光スポーツ部長 菅原 稔
観光スポーツ部次長 松田 英志
観光スポーツ部観光課長 上田 征樹
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 川原 久明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 大久保 啓子
農政部長 林 良和

農政部次長 富田 康文
建築部長 岡田 光弘
建築部市営住宅課長 中村 旬辰
建築部市営住宅課主幹 吉岡 秀彦
建築部建築指導課長 酒井 陽司
水道事業管理者 佐藤 幸輝

○事務局出席職員

議会事務局長 稲田 俊幸
議事調査課長補佐 浅海 雅俊
議事調査課主査 信濃 孝美

議事調査課書記 高橋 理恵
議事調査課書記 朝倉 あゆみ

○江川委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ 14 名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 この段になって大変恐縮ですが、資料要求したいと思いますので、よろしくお願いします。

観光スポーツ部のほうに、屋内体育施設利用人数の推移、直近 10 年について分かるものをお示しいただきたいと思います。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 02 分

○江川委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○菅原観光スポーツ部長 能登谷委員から要求がありました屋内体育施設利用人数の推移、過去 10 年間、平成 27 年度から令和 6 年度の資料につきましては、能登谷委員の御質疑前までに提出いたします。

○江川委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、議案第 14 号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第 16 号、議案第 22 号及び議案第 23 号の以上 4 件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高花委員 おはようございます。

私のほうからは、建築部 2 事業、空家等総合対策費と市営住宅に関して質疑させていただきたいと思います。

初めに、空家等総合対策費についてのほうからお聞きいたします。

8 款 1 項 3 目建築指導費のうちの空家等総合対策費の予算額とその内訳についてお示してください。

○酒井建築部建築指導課長 空家等総合対策費の令和 8 年度の予算額は 395 万 6 千円でございます。

その内訳は、不良空き家住宅等除却費補助が 4 件分で 120 万円、緊急安全措置に伴う委託費が 99 万 5 千円、所有者等が不在の特定空家等に対する財産清算人の選任申立てに係る事務費が 3 件

分で152万6千円、その他事務費として23万5千円というふうに計上しております。

○高花委員 除去に関して、いわゆる解体に関しては4件分で120万円、1件30万円の予算がついているということでありました。

ただ、前年度から比べますと約300万円ほど減額となっているんですが、この理由についてお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長 令和7年度予算では、空き家等実態調査に伴う会計年度任用職員の人件費として283万3千円を計上しておりましたが、令和7年度でこの調査が終了したことに伴い、減額したものでございます。

○高花委員 空き家等実態調査を令和7年度に行ったんですね。

じゃ、この空き家等実態調査というのは、どのような目的で行ったのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家等実態調査は、令和8年度に改定を予定している旭川市空家等対策計画の見直しに係る基礎資料とすることを目的として、市で把握している約900件の管理不全空家等について、1件ずつ目視調査により空き家の危険度等を調査したものでございます。

○高花委員 令和8年度に改定予定の空家等対策計画の見直しのための実態調査を、令和7年度会計年度職員の人件費300万円、この部分が今回減った、実施をしたと。しかも、市で把握している約900件の管理不全空家、これを1件ずつ目視調査したということの、今、御答弁でした。

4月から12月、約9か月間で900件の空き家を調査したということで、1か月100件というのは結構ハードな調査だったのかなというふうに思うんですが、ただ、その内容は目視ということなので、非常に正確な調査ができていいるのかなあとちょっと心配をしております。遠目から見ての目視もあれば、近くまで寄っての目視もあるでしょうし、特に屋根の劣化というのは下からは見えない部分等あると思います。

そこで、伺いますが、目視の調査は一体どのように行ったのか、また、その900件の結果についても伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 目視調査は、空き家の敷地内に立ち入り、できるだけ建物の近くから、基礎ですとか柱、外壁、屋根、これらの部位について、腐朽の状況ですとか、破損の有無、破損の程度について、複数の職員で見落としがないよう注意深く外観を確認するとともに、破損等の箇所については写真を撮影して記録しております。

撮影した写真については、持ち帰った上で、国土交通省が発行している外観目視による住宅の不良度判定の手引き、これを参考として点数化を行い、この際にも空き家を担当する複数の職員でチェックするという形で行い、主観的な判断にならないよう行っているところでございます。

○高花委員 空き家ですから、年々、劣化していくところがあるというふうに思います。

そこで、目視によるものだけでも、できるだけ建物の近くから、敷地内に入って基礎から何から見ているということだと思います。職員の方は、それを写真に撮って、そして、前に調査した内容と見比べながらやっていて、しかも、点数化しているということも今回伺いましたけれども、複数職員でチェックをしていく中で、きちんと国土交通省で認めている基本に沿って点数化をしているということですが、主観的にならないように、客観的に判断できるような仕組みを持って目視調査をしているということが分かりましたが、最初に申し上げたように、空き家はどんどん劣化していきます。ということで、5年前の実態調査をしたときと比べて、建物の危険度は、先ほど900

件あるというふうに伺いましたけれども、一体、どの程度、その危険度というのは、何件ほどとい
いましょうか、進行していたのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長 危険度の進行の度合いについてということですが、全部で900
0件の調査を行っておりますが、そのうち254件が5年前にも調査を行ったものと同一のもので
ございました。

このうち、所有者等により改善措置がなされた、こういった理由により危険度が下がったものが
27件、5年前と比べて危険度に変化がなかったものが173件ございました。一方で、危険度が
上がったものは54件ございます。例えば、屋根等の破損が認められているものについては、雨で
すとか雪、こういったものが浸入することにより劣化が進行するという傾向にあるというふうに認
識しております。

○高花委員 思ったほど危険度が進行している件数、少なかったなと思いました。今、危険度が下
がったものは27件だったと。5年前と比べて、危険度が進行する傾向があるのは、やはり、屋根
の破損等が5年前に見られていたものは、その危険の進行が進む可能性が高いという認識だという
お話でした。

5年前と同じ空き家を調査したのは254件ということであつたんですけど、ちょっとここは疑
問なんですけど、900件を一件一件調査して、5年前と、254件、同じ物件を調査した、という
ことは、残りの件数は、5年前に調査をしていなくて、今回、新たな調査をした空き家の件数とい
うふうに受け止めてよろしいんですか。伺います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家の総数、市で把握しているものは900件程度ございます。そ
れは、日々、新しい苦情が来たりして増えるものもございますし、また、解体等により減るものも
ございます。結果的に、先ほど答弁を申し上げましたけども、5年前からそのまま存在しているも
のは254件でしたので、900件との差の分については、新たに調査をしたものということでご
ざいます。

○高花委員 分かりやすく、ありがとうございました。

危険度に変化がないものが173件ということで、そういう空き家もあるのかなというふうには
認識します。

危険度が下がったものが27件と、危険度が上がったものが54件、この違いについて伺いたい
と思います。下がった、上がったというのは、どういう部分なんでしょうか。

○酒井建築部建築指導課長 先ほど答弁を申し上げましたけれども、危険度について点数化をして
おりまして、この点数が下がったものを下がったと表現して、危険度の点数が上がったものについ
ては危険度が上がったという表現をしております。

時間がたてば劣化が進み、通常は危険度は上がっていく傾向にあるんですけども、例えば、5年
前に、母屋はそのまま何でもなく、車庫だとか附属のものに危険度が高くて点数が高いものについ
て、車庫だけがなくなった、そういう状況のものがございます。そういったものについては、単純
に点数をつけると点数が下がるということになりますので、そういう場合も存在するということで
ございます。

○高花委員 危険度が下がった、危険度が上がったとの答弁でしたけど、これは、点数が下がった
もの、点数が上がったものの件数を言われていたんですね。分かりました。

この点数が高いほうが危険度があるという認識でよろしいですか。

○酒井建築部建築指導課長 委員のおっしゃるとおり、その認識で間違いありません。

○高花委員 そう考えると、この危険度の点数が上がったものは54件、危険度の点数が下がったものが27件ということですから、倍の数で危険度の点数が上がったものがある、5年間の中であるということですね。ここまで分かりました。

そういった実態調査を基にして、新年度、令和8年度は旭川市の空家等対策計画の改定を行う予定ということでありますけれども、空家等対策計画は何年ごとに改定するとしているのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 現行の空家等対策計画の計画期間が令和4年度から令和8年度までの5年間というふうになっております。

次期の計画の計画期間については、現段階では未定でございますが、国での国勢調査ですとか住宅・土地統計調査など、こういった調査が5年ごとに行われているということを踏まえて適切な時期を設定してまいりたいと考えております。

○高花委員 計画の年数が未定であるというのは、なかなか珍しいなというふうに思います。前回、5年前にやって、令和8年度にやらなきゃいけないということで、多分、5年置きにされるんだろうなと思ってこの質問をさせていただきましたが、決まっていない、未定だということ。

ただ、国勢調査だとか住宅・土地統計調査が5年ごとだから、5年ごとの可能性が高いのかもしれないけれども、決まっていないと。

じゃ、6年もあれば4年もあるということですがけれども、その決める基準というのは特になく、これは、建築部建築指導課のほうで決めるのか、審議会等で決めるのか、果たして5年というのは長いのか、空き家の件数によって4年だったり5年だったり縮めなきゃいけないから決めているのか、なかなか、計画で何年ごとと大体決まっていると思うんですが、この空家等対策の計画は年数が決まっていないというのは本当に珍しいほうだと思うんです。

その計画の年数の決め方をちょっと伺ってもよろしいですか。

○岡田建築部長 空家等対策計画の期間についてでございますけれども、この計画につきましては、空家特措法で告示によって国の基本的な方針というものが示されます。これが、これまでは数年ごとに示されてきている、そこに合わせて、市としても計画をその年数に合わせているところでございます。

現在、国のほうでこの方針の改定というものを進めていると思われ、その中で示されてくると考えておりますので、それに合わせた期間を設定していきたいと考えております。

○高花委員 未定の理由がはっきりあったんですね。分かりました。そのように最初から答弁をいただければ、もしかしたらこの質問はなかったかもしれませんが、ありがとうございます。

そこで、調査のことについて伺っていきたいと思うんですがけれども、この空き家等の実態調査を実際にされまして、どのような結果だったのか、その結果をもって、令和8年度は計画の見直しをしていくということですがけれども、どのようにこの調査結果が反映されていくのか、伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家等実態調査の結果についてですが、除却されたり居住が再

開された等の理由により、２７６件が管理不全空家等に該当しなくなったということになっております。また、令和６年度末時点で４３件あった特定空家についても、除却等により２４件が特定空家から除外されたということを確認しております。

次に、旭川市空家等対策計画の見直しへの反映についてでございますけれども、実態調査の詳細につきましましては、現在、分析を行っており、どういうふうに計画に反映していくか、今後、分析結果を踏まえて検討を進めてまいります。

また、管理不全空家の除却が進んでいる一方、適切に管理されず、危険度が増している空き家等も認められております。実態調査結果の分析を踏まえて、重点的に対応すべき課題を整理して、空き家の除却ですとか利活用など、管理不全空家や特定空家等の発生抑制につながる施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○高花委員 ２７６件が管理不全空家に該当しなかった、その理由は、既に除去、解体していたり、人が住んでいたりと。この５年間で、空き家が利活用されたり解体されたりということが分かりました。かつ、４３件あった特定空家が既に解体されて２４件に減っていたということが今回の目視調査で分かったということも、今の御答弁で分かりました。

ただ、実際、計画にどう反映させていくかというのはこれからの話であるという部分なんですけれども、何のための調査かとか、何のための計画かというふうに考えると、やはり、空き家をどう増やさないでいくか、発生抑制をしていくことも重要なことというふうに思います。

ただ、その一方で、増えた空き家もあるというふうに思うんですが、これまでの答弁は、どちらかというと解体とか除去によって減った空き家の数についての御答弁でしたけれども、一体、調査の結果、増えた空き家というのはどれぐらいあったのでしょうか。

○酒井建築部建築指導課長 実態調査の結果は、２７６件、空き家が減ったという一方で、日々、市民の方からいろいろな相談が寄せられている状況、こうしたことから市としても新たな空き家というのを把握しております。

現在、市が把握している管理不全空家、特定空家の数は、総数７２７件というふうに捉えております。

○高花委員 昨年度まで９００件だったのが、トータルして７２７件になったということで、全体的に見ても空き家の数は減っているんだなということは分かりました。

先ほども申しましたが、計画期間は、国の特措法の改定によって、今のところ、本市としても未定というふうに部長から答弁がありました。計画の見直しもこれから検討すると。

ただ、特措法も変わることから、見直しの仕方も変わっていくというふうに思いますけれども、本市独自でも、やっぱりいろんな方法、自治体によって違うところもありますので、先ほど言わせていただきましたが、空き家をこれ以上増やさないという発生抑制、この部分につながるような新たな手法も、今回の計画の見直しの中に入れていったほうがいいのではないかとというふうに思うんですが、見解を伺います。

○酒井建築部建築指導課長 空家等対策計画において、発生抑制につながる新たな手法、できる限りこういうものは入れていきたいのですが、現時点でこれをどうするかという答えは持ち合わせていないところでございます。

ただ、人口減少ですとか世帯数の減少といったことを考えますと、今後、使われなくなっていく

ような、そんな住宅は減らしていく、そういったことの手法を考えるということは有効ではないかというふうに考えているところでございます。

○高花委員 発生抑制につながる新たな手法は、現段階では考えていないと。

この質問をしていて、計画は未定です、考えておりませんとまでは言わないけど、考え中ですよというような御答弁が多いなというふうに思っているんですが、そのための実態調査をして、新年度、令和8年度、計画を見直していく中においては、なかなか、空白の部分というか、見通しがないうちで進めようとされているのかなという印象を受けてしまいます。ただ、全く考えていないわけではないと思います。

今の御答弁にあったように、人口減少対策の一つとしても考えていかなきゃならない。どうしても人が住まなくなった空き家が増えていく、そこの利活用も考えなきゃならない、そこは、建築指導課として考える内容もあれば、ほかの部局で考える内容もあるということもありますので、これまでは建築指導課として考えてきた空き家等対策の計画だったと思います。

私は、願わくば、他部局とも連携をして空き家の発生抑制につながるような計画の見直しを考えていくべきではないかなというふうにも思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 空き家の相談はかなり多岐にわたります。例えば、樹木が生えていることですか、それから、動物ですとか昆虫が発生する、そういう害獣が発生するようなケースもございます。また、火災が起きるかもしれないような不安がある、または、空き巣が入るような、そんな防犯のことも空き家としては問題になります。

建築指導課だけでは、なかなか総合的な対策というのは難しい。やはり、庁内の関係部局、場合によっては、警察だとか、市以外の関係機関との協力も必要になっております。

空家等対策計画では、この辺の関係機関との協力体制も考えながら、何とか空き家全体の問題、課題を解決できるような、そんな計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○高花委員 安心いたしました。ぜひとも、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、令和8年度、空家等対策計画の見直しに伴う費用というのは計上していらっしゃるのでしょうか。

○酒井建築部建築指導課長 令和8年度の予算については、事務費として23万5千円を計上しているもののうち、空家等対策計画の見直しに係る経費としては、空家等対策協議会の開催に要する委員報酬を13万9千円ほど計上しております。

○高花委員 きちんと計画の見直しの費用は計上しているということでしたので、事務費の中に入っているということでした。

これ以外に、例年の予算と比べて特徴的なもの、例えば、空き家の除去、これは、市民からも、隣近所の方は早く除去してほしい、解体してほしいというのもあれば、買手がついてほしいというお声もあると思うんですけれども、この空き家の除去を強力に進めるといったことへの予算などは入っているのでしょうか。

この空き家の管理は、本来、その所有者が自らきちんと責任を持って管理して、将来性も考えていくものということ、これまでいろんな質疑を私もさせていただいた中で、繰り返しお互いに質問して答弁し合っているわけなんですけれども、なかなか、除去という部分には、従来どおりの考えでは思うようにいかないような気がいたします。

今後どうしていくお考えなのか、伺いたいと思います。

○岡田建築部長 空家等総合対策費につきましては、予算規模、あと、内容につきましては、例年と比べて特に大きく異なる点はないというところでございまして、内容も例年とほぼ同様の内容です。

市としては、空き家対策の条例を平成26年に制定しまして、同年に法律も成立しているというところで、これまで10年間、空き家対策を進めてまいりました。

一番最初にそれを担当したのが私で、課長時代だったと記憶しておりますけれども、まず、危険な空き家を壊していくということで、行政代執行も私は経験しておりますし、様々、対策を進めていく中で、10年たって手詰まり感を感じているというのも、正直なところ、ございます。

ただ一方で、空き家が増加していくという中で、所有者による適切な管理がされない、周辺の住環境に悪影響を及ぼして、周辺の方から、どうしてこのまま放置しているんだという叫びにも似た相談が寄せられているというところが実態でございます。

やはり、所有者、民間のというか、市が持っていない、所有権を有していない建物について、市が直接手を下すというのはなかなか難しい。行政代執行は別ですけれども、それについても、なかなか、行政代執行といった措置に踏み込むまでには相当なハードルがあるということもございます。

ただ、何とかしていかなきゃいけないということで、来年度予算の中では、空き家対策ということではないんですけれども、耐震化を進めるといった切り口で、新耐震の基準に合っていない住宅については、解体費の補助を出すから壊しませんかと。なかなか、改修をしてくださいと言っても、旭川市は地震がほとんどないということで危機感をあまりお持ちじゃないという状況もあります。ただ、やはり基準に合っていないものについては解体を促すということで、耐震化率を上げる、安全性を高めるという手法でどうにかならないかということで、来年度、8年度より、住まい耐震化サポート補助金という形で、築後45年以上経過している旧耐震の住宅を除去するというのを後押しすることで、ひいては、将来的な危険空き家の発生抑制ということにつなげていきたいと考えており、空き家対策といった切り口だけではなくて、総合的な住施策として市民の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

○高花委員 予算の内訳を聞いたときはお答えがなかったんですけれども、築45年以上の空き家に関して、改修ではなく、除去を補助していくための住まい耐震化サポート補助金を新設するという、今、新たな、初めて聞くお答えをいただきました。

その前に部長も言われていましたけど、行政代執行は簡単にできるものではないということは私も承知しております。そこへ行くまでにはどれだけの調査をして行政代執行に踏み切ったかという、そのことも分かっております。ただ、毎年度、行政代執行の予算はついていないことがあると思います。

そこで、やはり、900件が七百数件に減ったわけですが、所有者の分からない空き家も増えていく可能性もないとは言えないことから、私は、行政代執行の予算というのは、執行がなかったとしても毎年計上していったほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、見解を伺います。

○岡田建築部長 本市では、これまで3件、行政代執行を実施しております。これらは、いずれも

外壁崩壊ですとか倒壊という危険性が切迫しており、助言、指導、勧告、命令といった手続を踏んでいっても改善が見られないといったものに対して、倒壊時に人命や財産への多大な損害が及ぶのを防ぐために、ほかの有効な手段がないと判断して、実施したものでございます。

現在、市が認識している助言、指導を行っている空き家についても、まだ、倒壊するですとか、そういった危険性にまで及んでいると判断しているものはないということですとか、あと、これまで3件の行政代執行をやってきましたけれども、対象となる建物の規模によって予算を計上する費用の額も変わってきますので、なかなか、毎年、この額があればできるといったことも言い切れないというところもございます。

ただ、必要な場合につきましては、当初予算、あるいは補正予算といったところで判断していきながら、必要予算を計上して、市民の安全、安心を最優先に適切に予算措置をまいりたいと考えております。

○高花委員 いつ何どき、何があるか分からないということを考えると、私は予算を計上しておいたほうがいいのかなというふうに思いましたけれども、予算を計上するには、そのための調査、助言、いろいろと調査されているんだと思います。勧告、それでも駄目だった場合、もし、もう待たなしだと、この空き家になった場合は、緊急安全措置に伴う委託費99万5千円から、やろうと思ったらできるという認識をしてよろしいのでしょうか。

○岡田建築部長 これまで、空き家対策において、やはり、雪解け後、突然壊れるといった空き家も、毎年とは言いませんけれども、何年かに一度ございます。

そういった場合につきましては、今、委員の御指摘のとおり、緊急安全措置の費用を使って必要最低限の措置、それ以上崩壊が進行しない程度の措置を行った上で行政代執行に移るですとか、あるいは、所有者に何とかしてもらおうといったこと、行政代執行だけにこだわるわけではないですけれども、早急にその対応ができるようにしていておりますので、毎年、幾らかの費用を行政代執行分として計上していくのは、現在のところは見送っているというところでございます。

○高花委員 本当に予算を取るというのは大変なのは分かります。部長の苦しい思いも感じました。予算を取るのが難しいと。でも、その代わり、先ほど言っていた新たな住まい耐震化サポート補助金、ただし、これは築45年以上の部分の除去費としての新たなものを今回設けたんだということですが、このことについて少し聞いていきたいと思います。

実際、行政代執行の予算をつけるのは難しいんだけど、住まい耐震化サポート補助金の予算はつけたと。この予算をつけたいきさつ、経過をちょっと伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 この補助制度ですけども、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促進するための費用の一部を補助するもので、従来から、建築物耐震改修等促進費として耐震診断や耐震改修などに要する費用の一部を補助する制度を設けておりましたが、診断、改修ともに令和元年に1件ずつの利用があった以降、実績がないという状態が続いておりました。

築45年もたった相当古い住宅を今から耐震化するという改修というのはニーズが低いというふうに考えまして、耐震診断のほか、令和8年度から、新たに耐震性のない木造住宅の除却工事を対象として、補助事業名も住まい耐震化サポート補助金というふうに新たな名前にリニューアルして、除却を進めることで結果的に耐震化率の向上にもつなげてまいりたいというふうに考え、この制度をつくったものでございます。

○高花委員 それでは、耐震基準を満たしていない住宅が対象だということですが、それに対しての予算はどのように計上されていますか。

○酒井建築部建築指導課長 この事業に係る予算に関してですが、耐震診断の補助が1件分で13万6千円、耐震性のない木造住宅の除却費補助が1件当たり30万円で、5件分150万円の予算を計上しています。

○高花委員 耐震診断に関しては1件分の予算だけでも、除去という部分においては、5件分の、1件30万円、150万円を計上していると。すばらしいですね。

この制度を今回つくったいきさつというのが、既に建築物耐震改修等促進費という事業があったけれども、令和元年に1件あっただけで、やっぱり、築45年以上たった家をこれから改修することになかなか実績がなかったと。そこで、除去をすることを進めていきたいということで、今回、住まい耐震化サポート補助金というのを予算の中で入れたということで、行政代執行とはまた違う意味ですが、築45年以上という特化をして除去費用というのをつくられたということは、非常に、壊したいけど、壊せないという所有者にとってはすごくありがたい内容の事業だというふうに思います。これが、実績、新たにですが、しっかりとまた周知もしていかないと分からない部分であると思います。

しかも、事業名というか、住まい耐震化サポート補助金ということからは、どうしても除去費用の補助があるなんて見えないですから、築45年以上の改修の、もともとある建築物耐震改修等促進費を求めてきた人だったらこの話を聞くことができますけど、普通の人は、なかなか、知らないで終わってしまう可能性があるんで、しっかり、この部分は、どのように周知していくのかも含めて検討していただきたいなというふうに思います。

除去、本当に、近隣住民の悩みというのは、早く市がどうかしてほしい、もう所有者じゃ無理だというものに対してのお声、叫びもある、そういう声も届いていると、先ほど部長からありました。

家だけじゃないんですね、実は。本当に、ネズミもそうですけれども、敷地内にある樹木、そこで、私は、この樹木の部分にはちょっとこだわっておりまして、昨年の第3回定例会の決算分科会でも伺いました。危険な樹木に関して、空き家の特措法での措置は可能なのかということを質問したときに、この特措法では、空き家となっている建築物のほか、樹木についても法に基づく措置が可能であるというふうにありました。見た感じ、がっしりしているような樹木でも、風が吹くと倒れそうな部分もありまして、でも、これは空き家がある敷地内に限った話なんですよね、この特措法で言われているのは。でも、実際には空き地の隣に倒れそうな危険な樹木が生えているという場合もあるんですが、こういった危険な樹木に対して市ではどのように対応できるのか、可能性について伺いたいと思います。

○酒井建築部建築指導課長 樹木に関する御相談ですが、倒木のおそれがある樹木ですとか、草木の繁茂が見られる空き地というのがございます。特に樹木ですと、倒木だけではなくて、電線に引っかかる、そういったような危険も考えられます。電線に引っかかる場合は、北電に連絡するですとか、それがNTTの場合もございますけども、まず、そういう機関に協力を求めますけども、法的には、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例というふうに定めておりますので、それに規定する管理不全空地としての対応が可能というふうになってございます。ですので、関係部局

と連携、情報共有を図って、市として是正に向けた対応を図っていくということは可能でございます。

○高花委員 じゃ、可能だと、管理不全空地というところで、樹木の部分の除去といいますか、可能だということは分かりました。

これまでいろいろ聞いてきました。私も、平成26年、国より先に旭川市が条例をつくる時も質問させていただいて、まさか国もつくるというふうに、あのときのことは本当に記憶にありますけれども、よく条例をつくと決めてくださったなというふうには思っております。これは、会派としても何度も質問してきた内容ですので、やっぱり全国的な問題であったということで国も法律を決めてくれました。

実際に、空き家問題に対する市民の関心というのは非常にやっぱり高いものがあり、相談もあります。不安をやっぱり一日でも早く解消できるように取り組んでいただきたいということは常々言ってきました。

その上で、空き家の対策計画を改定されるということなので、大事なことは、どの部分を変えるのか、それが本当に市民に寄り添った計画の内容なのか、空き家をめぐる問題が、どのように旭川市が変わっていくのか、一番迷惑を被っている近隣住民の方にとって本当に喜ばれるような計画の見直しになるのか、そういったことが安心できるような施策を長期視点で考えていっていただきたいというふうに思っております。

かつ、築45年の、新しい基準に沿っていない耐震化の家に関しても、今回、旭川市が新たな事業をつくられて、除去も補助の対象とされるという、本当に、ある意味、細かい部分まで手を差し伸べているのは分かるんですが、この空き家問題、国より先に条例をつくった旭川だからこそ、空き家問題、空き地問題に対しても旭川モデル的な事業を展開していただきたいというふうに思っております。で、引き続き、市民の安全、安心に向けた取組をぜひとも新年度の計画の中に盛り込んで、特徴的なものとしていただきたいということをお願い申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、市営住宅について伺っていきたいと思います。

私も、市営住宅、本当にいろんな相談を受けることがありまして、一つの壁を感じているところがありますので、今回、予算の中で聞かせていただきたいと思います。

まず、8款6項1目の市営住宅管理費の概要と予算額を示していただきたいと思います。

また、その中の市営住宅管理業務の概要及び予算額をお示し願います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 市営住宅管理費につきましては、市営住宅の維持管理に要する各種委託料や事務経費であり、平成8年度予算額は3億7千910万円となっております。

このうち、市営住宅管理業務につきましては、入居者募集、小破修繕、退居修繕などの業務を外部委託により実施しているものでございまして、令和8年度予算額は、管理料等が3千316万9千円、小破修繕費が7千992万3千円、退居修繕費が7千万円で、合計1億8千309万2千円となっております。

○高花委員 ただいま、ちょっと気になるお言葉がありました。小破修繕費7千992万3千円というふうにあります。これは、入居者が修繕する部分もあれば、それ以外に市のほうで修繕する部分があるというのは私も知っております。

小破修繕費があるということは、大破修繕費というのものもあるのでしょうか。この小破修繕費というのは、どういった部分が小破になるのか、伺いたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 小破修繕という名称について、小破という名称があるので、その代わりに大破というのがあるのかという御質問かと思います。

名称をこういう形で区分しているというか、表記しているところでございますが、小破修繕は、各住戸の経年で、入居者の方の負担によらない、市が負担する部分ではあるんだけど、緊急にどうしても入居者の方が直せない部分で、水漏れがあったですとか、そういうのを緊急に修繕する部分を小破修繕と、市が負担する部分での小破修繕というふうに区分しています。

じゃ、大破修繕というのがあるのかというところでいきますと、そういった状況の対応については、この予算の中とは別に、大々的な改修費ですとかの範疇で、例えば、屋上の防水が支障を来してきて、雨がしみてくるとか、そういった場合は、この予算ではなく、別建ての予算で措置をしていくというところで、ここで言っている小破修繕はあくまで緊急的なものに対してのものであるというところになっております。

○高花委員 屋外、屋内に分けているのかなというふうに思いましたが、緊急的なものなんですね。退去に関しての修繕費だけではないと。実際に、今、入居者がいる中でも、これが含まれるということが分かりました。

もう一つ、市営住宅の入居の方法についてなんですけれども、以前は年1回の募集でありました。今は年4回やっております。これの変更の背景と、変更したメリットをあえて伺いたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 市営住宅の入居者募集につきましては、平成28年度までは、年1回、団地ごとに申込みを受け付けまして、空き住戸が出た段階で順次入居が可能となる一斉募集方式としておりまして、この場合は、入居時期が確定できないことや、希望する間取りの住戸に入居できないといった課題があったことから、平成29年度から、年4回、住戸ごとに申込みを受け付ける定期募集方式に変更したところでございます。

この方式としたことによるメリットでございますが、募集する住戸や入居時期が明確となったこと、希望する階数や間取りに申込みが可能となったこと、応募機会の拡大が図られたことなどがございます。

○高花委員 うちの会派の中村のりゆき議員が一般質問をしたときに、入居のことについて質問した際、最長、何回申込みをされている方がいるんですかと質問したとき、たしか菅野副市長が当時建築部長だったと思うのですが、13回ですっていう答弁があっても、議会も、ええって、びっくりして、みんな、声を出した記憶があるんです。

そのときに、えとが一回りしても市営住宅に当たらない旭川市の入居状況だというふうに指摘をしていたのを私も本当によく覚えていて、そういった質問があって、恐らく審議会等にもかけていただいて、年4回になっていったような記憶をしております。

そこで、年4回になって久しくなっていますが、ちなみに、過去5年間の公募の戸数はどれくらいあったのか、それに対しての応募者数と倍率をお示してください。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 過去5年間の状況でございますが、令和3年度は、公募戸数が合計199戸、応募者数が合計864名、応募倍率が平均4.5倍、令和4年度は、公募戸数が合計1

76戸、応募者数が合計777名、応募倍率が平均4.4倍、令和5年度は、公募戸数が合計138戸、応募者数が合計679名、応募倍率が平均5.1倍、令和6年度は、公募戸数が合計130戸、応募者数が合計1千242名、応募倍率が平均9.6倍、令和7年度は、公募戸数が合計123戸、応募者数が合計1千144名、応募倍率が平均9.3倍となっております。

○高花委員 今お聞きして、大体、令和3年度、4年度、5年度は4倍から5倍の倍率なんですけど、急遽、6年度、7年度が9.6倍と9.3倍と、10倍近い倍率になっているんですね。それは、どういった理由からこんな急に倍率が上がったのでしょうか。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 令和5年度までは、単身世帯が入居できる住戸の規模は、1LDKなどの住戸面積が55平方メートル以下の住戸としておりましたが、令和5年度の第4回の定期募集から制限を撤廃したことにより、単身世帯からの応募が増加し、市営住宅全体の応募者数と応募倍率が増加したものでございます。

○高花委員 単身世帯の応募が増加したから倍率が上がったんだと。これまで単身世帯が入居できる場所というのは1LDKと限られていて、そんなに戸数がなかったんですよね。それが撤廃したということで倍率が上がったのは分かりましたが、じゃ、なぜ単身者が入居できる住戸の制限を撤廃したのか、その理由、背景を伺います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 単身世帯の入居制限を撤廃する前の令和3年度第1回定期募集から、令和5年度第3回定期募集における応募倍率の平均は、家族世帯が4.6倍であったのに対して、単身世帯は11.8倍と高く、単身世帯の入居が難しい状況となっております。このように、世帯人数によって入居機会に格差が生じている状況を改善する必要があると判断いたしまして、単身世帯が入居できる住戸面積の制限を見直したところでございます。

○高花委員 家族世帯よりも、今は単身世帯の入居応募が多いという状況に正直驚きました。でも、ありがたいことに、そこは市は柔軟に対応していただいたんだというふうに思います。

ただ、単身世帯が増えて受け入れるということはいいいんですが、長期間にわたって空いているお部屋というのがありますよね。そこには理由があるというのは私も分かっております。でも、あまりにも多いのかなという、どれぐらい、今、旭川市の状況で長期間空いている住戸があるのか。まずは、忠和団地のように、今、大規模改修しているところは募集を停止していると思いますので、募集を停止しているところは答えなくてよろしいんですが、エレベーター付きの市営住宅は人気があります。倍率も高いと思います。なので、エレベーターの設置がある場合とない場合、長期間、空き住戸となっている期間と戸数と、その状況について、それぞれ伺います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 建て替えや改修などにより募集を停止している団地を除きますと、まず、エレベーターの設置がない住棟の住戸につきましては、空き住戸となっている期間は最長10年のものが8戸ございまして、いずれも4階の住戸となっております。

エレベーターが設置された住棟の住戸につきましては、空き住戸となっている期間は最長6年のものが1戸ございまして、次に長いものは5年のものが2戸ございます。これらは、いずれも特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅で、公営住宅法に基づく公営住宅とは異なり、世帯の収入月額が15万8千円以上、48万7千円以下の中堅所得者層を対象とする住宅となっております。エレベーターが設置された一般の市営住宅につきましては、空き住戸となっている期間は最長で2年のものが12戸あり、そのうち9戸が春光台団地となっております。

○高花委員 最長6年が1戸、次に長いのが5年が2戸、これは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅、いわゆる収入の高い方だけが入れる、略して特公賃と言うそうですけれども、そういった方が入る住戸が6年と5年、合わせて3戸空いているということですね。非常にもったいないなというふうにも思います。

普通の一般住宅の部分は、特に春光台団地が9戸も空いていると。なぜこういう状況が続くのかというふうに思っておりますが、特に、特定公共賃貸住宅が6～7年も空いているのであれば、立地的にももしかしたら入りたいと思っている人がいるかもしれない。空けておくのであれば、特例として募集をかけるということはできないのでしょうか。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 特定優良賃貸住宅の空き住戸につきましては、市としても、市営住宅として活用できないか、検討を行ったことがございまして、実施の可否について北海道の所管部に確認をした経緯がございます。

特定公共賃貸住宅は、公営住宅法等に基づくほかの市営住宅とは異なり、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて中堅所得者層を対象とするものであり、入居対象者を変更することはできないということを確認いたしまして、断念したところでございます。

○高花委員 本当に、副市長、法律を変えてくださいとお願いしたいぐらいですけれど、本当に、空きのままにしておくんだったら、法律があるから特例もできないということがあるんですね。

ここ数日、ニュースになっていましたけど、東京のほうでは、アパートの家賃が、更新するときに、倍の家賃を要求される契約を求められるというニュースを見まして、ここ旭川市においては、それがいいのか、ないのか分かりませんが、やはり、市営住宅というのは住居困窮者のためという目的が一つあります。入りたいと思っている人がいるのに、法律が邪魔をして入れない。やむを得ないのかもしれないんですけれども、6～7年も空けておくのであれば、例えば、本当に住宅困窮者には、半年でもいいから入れさせてあげるということ、その特例ができないのかどうか。そんなときに法律を出されますと、全て駄目になっちゃうんですね。そういうことを、今度の計画の——計画の見直しは空き家ですから、ごっちゃになっちゃいましたけど、見直しをかけていただきたいなというふうに私は思います。

本当は、ここで副市長に御答弁を求めたいところなんですけれども、ここは次の質問に進んでいきたいと思いますが、それと、もう一つ、春光台団地の空き住戸が目立っていました。私は、エレベーターつきで9戸も余っているというのは、驚きました。何でこんなに春光台団地は空いているんでしょうか、その理由を伺いたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹 募集する住戸でございしますが、全市営住宅の中から地域ごとのバランスに配慮して年間130戸程度を選定しております。空き住戸が出た段階で早期に修繕を行いまして、新たな入居希望者に提供できるように努めているところでありまして、春光台団地につきましても新たな入居者を募集しておりますが、通院や買物などの利便性が高いほかの団地と比較しますと、応募がない住戸の割合が高いこともございます。また、同団地の一部の住戸は、緊急的な入居者に対して提供する住戸を確保しているということもございます。

○高花委員 分かりました。いわゆる、空いている理由を今伺いましたけれども、利便性が悪い部分があるからだということと、緊急入居の場合の戸数もあると。緊急の場合は分かります。急遽、火事になったとか、災害があったとか、そういったときに住んでいただく、そういった住居の空きも

あるというのは分かりますけれども、それが、全部、別に春光台団地に集中しているわけではないと思いますから、僅かだと思いますので、それでもエレベーターつきでありながら空いている。その理由というのは、ほとんど利便性の問題ではないかと受け止められる答弁だったかなというふうに思います。

春光台団地は、平成16年に建て替えを開始してエレベーターを設置したというふうに聞いていますけれども、当然、将来を見据えての建て替えだったと思います。ところが、現在、空き住戸となっている。このことから、当時の認識も含めて甘かったんじゃないかなと。地域公共交通はそんなに変わっていないと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長 春光台団地建て替え計画は、平成15年度に策定をしており、12棟の住棟を建設する計画としておりました。その後、将来の人口や世帯数の推計を考慮して計画を見直し、平成28年度に改定をした旭川市営住宅長寿命化計画におきまして現在の6棟までの規模とすることを決定しております。

このように、市営住宅の建て替え事業は長期間にわたることが多く、変化する社会情勢や住宅需要の動向などを見据えて、適宜、計画の見直しを行いながら事業を進めてきているところでございます。

○高花委員 答弁で、もともと計画は、ここ、12棟の建て替えだったけど、最終的には6棟の建て替えをしました、半分にしたんだと。認識は甘くなかったよというような答弁の内容かなというふうに思いました。納得はできません。

ちょっと募集の話に戻りますけれども、応募者の中には、何年間も継続して募集している方もいらっしゃると思いますよね。たった1回の応募で抽せん当たる方もいらっしゃると思います。これは抽せんですからやむを得ないんですけれども、そこで、ちょっと伺いますが、継続して応募している年数は、一番多い応募者でどれぐらいの年数になっているのか、伺います。

○中村建築部市営住宅課長 直近の令和7年度第4回の定期募集におきましては、応募年数が最も長い方で6年となっております。

○高花委員 13年よりはいいかなというふうに思います。やっぱり、そこは1年に4回の募集があるという中で半分になっているんだなというふうに思いますけれども、それでも、長い間、市営住宅に入居したくて応募をしているという方だと思います。

そういった方に優遇措置というのはあると思いますけれども、その内容について伺います。

○中村建築部市営住宅課長 年に4回実施しております定期募集のうち、1回以上の申込み実績がある年度が継続して3年度以上ある場合、こういったときには2倍、そして、5年度以上の場合は3倍、7年度以上の場合は4倍という形で、3段階で当選率の引上げの優遇措置というものを設けております。

○高花委員 1回以上でもあれば、2年連続だとそのまま1倍になるんだけれども、3年連続応募すれば2倍になるよ、5年は3倍になる、7年以上なると4倍になりますよというふうに当選率がどんどん上がっていくんですが、なぜ3年以上、5年以上、7年以上なのでしょう。2年連続、4年連続、6年連続、先ほど最長で今6年の方がいらっしゃいましたけれども、なぜこの3、5、7という奇数の数字になっているのか、伺います。

○中村建築部市営住宅課長 市営住宅入居に係る募集の継続によります優遇措置につきましては、

平成21年度までは継続年度3年以上で当選率を2倍に引き上げる優遇措置のみを設けておりました。これは、初めて応募した年度の2年後に優遇措置を受けられるものでありまして、平成22年度に優遇措置を拡大した際に、さらに2年後の継続年度5年以上、その2年後の継続年度7年以上の優遇措置を追加しておりまして、このような経緯により現在のような優遇措置の内容というふうになっております。

○高花委員 理解できないところであります。今このように決まっているので、優遇措置の部分について、私は見直しを考えるべきではないかということをあえて言っておきます。

6年応募しても入居できない方がいらっしゃるということが分かりました。この方は、また7年目を迎えて応募すると4倍になるということですが、ここまで待って、ようやく4倍と。

私は、先ほど言ったように、申込み年数、継続年数、これが3段階にとどまっていることにも不思議さを感じております。7年以上の方は4倍でも、9年たっても、例えば12年たっても4倍でしかないというこの部分に関して、どうしてこの3段階にとどまっているのでしょうか。

○中村建築部市営住宅課長 抽せんにおける優遇措置につきましては、継続申込みの年数が長い方の当選率を引き上げるということに加えて、ひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯、多子世帯、そして配偶者からの暴力被害者世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する世帯に対する優遇措置も設けているところでございます。このため、これらの優遇措置の対象者全体における当選率のバランスを考慮して、継続年数による優遇は現在の3段階の区分としているところでございます。

○高花委員 当選率のバランスを考慮して3段階にしていると言われましても、理解しにくいんですね。例えば、1年間に4回の応募があります。今は年数で見えていますから、1年間で、その間、1回しか応募していない人と、早く市営住宅に入りたくて4回応募している方と同じ扱いということなんです。応募の回数ではなくて年数で見られているわけですから、これが、毎回応募して、3年連続応募したら合計12回応募していて、それでも当たらない方もいるかもしれません。なのに、1年に1回しか応募していない方が3年連続応募して、合計3回しか応募していない方と同じ倍率であるということに対して、どこにバランスがあるのでしょうか。バランスが悪いやり方をしているのは、今のやり方じゃないのでしょうか。例えば、2年目に4回の申請をしたときから当選倍率を引き上げるとか、考える余地があるんじゃないのでしょうか。優遇措置があっても3段階までしかないんですから、それも7年待って4倍以上になるという、1年間の1回や2回と、4回連続応募した方と、その度合いも一緒になって年数で見るとこの考え方は、やっぱり、これは、何年待っても入居できない応募者が出てくるし、優遇措置の内容を見直すべきではないかというふうに私は思います。

かつ、特定公共賃貸住宅のところは6～7年も空いており、今、本当に家も漏電しそうなぐらい、雨漏りも半端ない、不動産屋にお願いしているけど、買手がない、もうここには住めない、でも、持ち家だして、相談の市民もいらっしゃると思います。様々な理由があって、もうアパートに住めない、だけど、抽せんしなければ市営住宅に当たらないわけですから、こういった方が困窮なのか。本当に、災害、火事とかそういう部分に当てはまらないけれども、法律で当てはまらないから募集できないと言われていますが、私は、やはり、マンモス団地をたくさん抱えている市内において、そういった場所、どこか特例っていうのがあってもいいんじゃないかというふうに思っていますけど、そもそも、この優遇措置自体の在り方も全然バランスがあると思えないんですが、見

直すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○岡田建築部長 優遇措置をはじめとした入居者選考の考え方ということになりますけれども、まず、この優遇措置につきましては、先ほど答弁したように平成22年に導入しているということで、当時は、これも先ほど答弁いたしましたけれども、一斉募集、年に1回の募集という時代に規定したものということでございます。

その後、公募回数を年1回から4回に変えているですとか、あるいは、単身世帯でも制限をかけないですとか、いろいろな制度改正をしていく中で、当たりやすくするという考え方でいろいろ制度を改定してきておりますけれども、今、見返すと、委員の御指摘のとおり、年4回になったという考え方が、年1回のままの優遇の回数のカウントと整合が取れていないというところは確かにあるかなと考えております。

ただ一方で、市営住宅に入居するということにつきましては、入居者の選考について、公営住宅法で公正な方法でやりなさいと、施行令において、優先的に入居させるという方々にこういう方が該当しますよということで、抽せんによらず、優先的に入居していただける方ということも決まっております。こうした法律の中で、どういう解釈をしていくかということも含め、当然、公正な方法ということですから、行政法上でいきますと、特定の方に優遇、あるいは特定の方を阻害しないといった公平性ですとか、あるいは透明性ですとか、様々な観点で検討していく必要があると思います。

ただ、やはり平成22年に決めているやり方ということもございますので、その頃から社会情勢等が全く変わってきていると。当時は、まだ若い世帯、子育てが始まったような世帯の方々が入居するというケースが多かったと思いますけれども、現在は、最近答弁させていただいている中ではやはり単身高齢者が増えてきているということで、入居を希望する方の属性というものも変わってきているのかなというふうに認識しております。

そういった中で、入居までに複数年かかってしまう、あるいは6年、7年たってもなかなか当たらないということもございます。それは、私どもとしても認識しているところでございます。

こういった入居者の選定方法につきましては、また改めて、他都市の制度ですとか、あるいは公平性、公正性の考え方を整理しながら、必要に応じて、見直しをするかどうかの必要性についても含めて、審議会等にも諮りながら整理をしてまいりたいと考えております。

○高花委員 非常に前向きな答弁を部長からいただきました。それでも、私も諦め切れなくて、旭川市営住宅入居者選考に係る公開抽選実施要綱というのがあります。その第7条に、優遇措置という部分があります。その第7条3の中に、点数の計算方法について述べられています。継続しての申込み回数が3回以上4回以下の場合は1点、5回以上6回以下の場合は2点、7回以上の場合は3点を加算する。これ、年数じゃないんです。回数を書いているんですね。これがいつ年数に変わったのか。

そして、もう一つ、これでいけば、私がさっき言った、1年間で4回以上申し込んだ方は、2年目から倍になるんじゃないですかというふうになるわけです。これが入居者選考に係る要綱に書いてある部分なんです。これだけ見たら、市民の方は、1年間で4回申し込めば、2年目から倍の抽せんになるんだと思いますよね。これは、どこにも年とは書いていないんです。と思って、これは見直しできるなと思いました。

ところが、もう一つ、旭川市営住宅入居事務取扱要綱というのもあります。この中で、この点数の申込み回数の当選率を引き上げる内容がのっているんですが、これが第9条の2項にのっています。ここでは、市営住宅の申込み回数が継続して3回以上、やっぱりここも回数で書いているんです。ところが、括弧して「（4月から3月までの間に複数回申し込んだ場合にあっては、申込み回数にかかわらず1回とする。）」って括弧書きで書いてあるんですね。「となる者について、規則第5条の規定により当選率を引き上げる。」というふうに、で、「入居の申込みをしていたにもかかわらず、入居を辞退したときは、辞退した内容に係る申込みを、申込み回数に含めない。」と。だから、1回ほごにしちゃうと、またゼロカウントに戻るとのことだと思うんです。

ところが、第9条の第2項にこれがのっていますが、回数じゃなく、1とするということがのっていますが、この第9条も優遇措置の要件というところなんです。でも、この優遇措置の条件は、母子世帯、父子世帯、老人世帯、障害者世帯、多子世帯、また配偶者からの暴力被害者世帯、こういった方たちに関するところの第2項なんです。一般の方の部分に当てはまっているのかどうか、全部、そこら辺のところ曖昧なんです。

そういったことを考えると、2つの要綱がありますが、非常に違和感というか、矛盾点というか、あるんです。これが平成22年からやってきたやり方だと思います。回数で行くのか、年数で行くのかという部分、ここは法律で定められていますか。それとも、要綱で定めているから今までこのようにしたのでしょいか、伺います。

○岡田建築部長 今、委員の指摘にあった要綱、要領の内容、あるいは、法で定められているものなのかどうかということですが、抽せんの方法あるいは優遇措置については、あくまでも要領、要綱で定めているというところでございまして、しかも、その内容が非常に読みにくいといった御指摘をいただきました。確かに、私も、改めて読ませていただいて、非常に読みにくいというところで改めて認識をしたところでございます。

その中身については、私が先ほど答弁させていただいたように、平成22年に、まだ一斉募集の時代に決めて、その後、複数回、年間4回の募集が始まったときに、多分、応急処置的に修正をかけたというもので、その後、本来、速やかにつくり直さなきゃいけないといったものを、仕事が忙しいなどの理由でそのまま放置されてきたのではないかというふうに感じております。

その内容につきましても、できるだけ早く修正をするとともに、できれば優遇措置の検討ですとか、それより前に直せるものは直していきたいと考えております。

○高花委員 本当に、部長、正直にお答えいただいて、ありがとうございました。

先ほども、空き家のところでも、ふがいない思いをしているとか、すごく、そういう本音というか、聞けるっていうのは、私もうれしいなと。当時、忙しかったからというのは、正直、理由にはならないんだけど、でも、今こうやって指摘させていただいて、しかも、旭川市市営住宅入居事務取扱要綱というのは、入居される方、全世帯に配付をされる場所なんです。ただ、この入居者選考に係る要綱というのは、入居される方、応募した方は目にしないので、もしこれを目にしたら、回数じゃないかってやっぱり言われちゃいます。だから、それをただ年に変えるんじゃなくて、回数に変えていただきたいというふうに私は思います。

これから審議会にかけていかなければならない内容だというふうに思いますけれども、やはり、市営住宅は人気です。エレベーターつきが何年も空いているような状況にするのはよくないと思

ます。

ただ、住む側にも選ぶ権利がありますから、恐らく修繕が終わっていないからこんなに春光台団地は空いているのかなっていうふうにも思えるんですけども、市側が、ここに入ってもらおうという情熱というか、修繕にも、先ほど課長の答弁でありましたけど、人気のある市営住宅から先に修繕をしていくって。春光台団地は人気がないと言っているようなものなんです、裏を返せば。そうじゃないと思うんです。市民側が選べるような状況にしていないと、それを、修繕が終わっていないから、まだ募集させられないなんていうこと、ここにも矛盾を感じるんです。

予算が限られているところですから、一斉に全部はできないけれども、やっぱり、ここは、長期でなく中期的に見て、これだけ倍率があるわけですから、エレベーターつきで。私は、こんなに残っているとは、本当に、さっきも言いましたけど、思っていませんでした。

単身世帯もこんなにいらっしゃるんだということにも驚きましたけれども、そのために門を広げて入れるように、単身者世帯も、1LDKじゃなく、全ての部屋に入れるように門を広げたわけですから、どうか、年数ではなく、回数にして見直しをしていただきたい、審議会にかけていただきたいと思うんですけれども、見解を最後に伺いたいと思います。

○岡田建築部長 年から回数にということですけども、それは、現段階ではまだ分かりましたということは断言できませんが、やはり、全国の状況、多分、平成22年にやったときも、全国の状況を調べながら、全国で多数採用されているものは、ちょっと短絡的な考えかもしれませんが、それはやはり合理性があるんだろうという判断もできると思います。

平成22年以降、現在、どういう優遇措置というものが全国的に採用されているか、ある程度の幅はあると思うんですけども、それと、旭川の現在の募集状況ですとか、そういうことを勘案しながら、やはり公正だと多くの方に感じてもらえるような方法に変えていく必要はあるかなというふうに感じておりますので、今後も適切に検討を進めてまいりたいと考えております。

○高花委員 今ここでお答えするのは難しいと分かっているながらも、あえて伺いました。それでも、急に決まらなく、何回か審議会にやっぱりかけてみんなで議論していく内容だと思いますので、なるべく早く審議会にかけていただいて、見直しをしていただきたいと申し上げて、私の全ての質疑を終わらせていただきます。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時00分

○江川委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の分科会で能登谷委員から要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○江川委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

御質疑願います。

○能登谷委員 農政を伺って、その後、観光プロモーション、冬季スポーツ振興、最後は花咲新ア

リーナという順番で伺いたいと思いますので、ちょっと観光スポーツ部のほうが多くなっていますが、よろしくお願いします。

まず、農政のほうから伺いたいと思います。

家族農業への支援について伺いたいと思うんですが、新規就農とか、いろんなことについても前段議論がありましたので、少し角度を変えて始めたいと思います。

農山村の維持、再生における家族農業の果たす役割は非常に重要だというふうに考えています。国連の持続可能な開発目標、SDGsでは、小規模・家族農業の役割が欠かせないものとして、家族農業の10年が展開されています。

まず、その趣旨をどう捉えているのか、認識を伺いたいと思います。

○富田農政部長 家族農業の10年についてでございます。

国連は、2017年の国連総会におきまして、世界の食料安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしております家族農業につきまして、2019年から2028年を国連の家族農業の10年と定め、加盟国及び関係機関等に対しまして、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有等を求めているところでございます。

本旭川市におきましては、家族経営による農業につきましては、農地の保全や農村コミュニティの維持、また農村文化の継承など、地域農業と農村社会の重要な担い手であると認識しているところでございます。

○能登谷委員 それでは、旭川市における家族農業の状況とその支援についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○富田農政部長 旭川市における状況でございますが、令和2年の農林業センサスによりますと、本市農業経営体数は902、そのうち92%に当たります832件については、法人化していない家族経営となっているところでございます。また、法人化している経営体におきましても、家族経営での法人が多いと認識しているところでもございます。

旭川市において行っている各種支援につきましては、法人経営であるか、家族経営であるかの区別をした支援策ではなく、また、経営規模にはかかわらず、個々の農業経営の効率化がいかにつながるかなど、総合的に判断しながら必要な支援を行っているところでございます。

○能登谷委員 確かに、法人になっていても中心は家族だという場合が結構多いですね、旭川市の場合はね。特別な大法人というのは、そんなにないのかなというふうに思います。

東鷹栖で100町歩ぐらいやっていると、やっぱり、家族が何人もいて、その人たちが中心になって、もちろん雇っている人も大分いますけれども、そういう意味では家族農業なのかなというふうに思いますね。

農業と農山村を再生させる課題というのが、今、重要だと思うんですが、いろんな意味で疲弊しているなというふうに思います。暮らし続けられる農山村のためには家族農業の役割が重要だと考えますが、その担い手となる新規参入者や移住者など、これらの人たちが元気に暮らせる環境整備が必要ではないかというふうに考えますが、市の認識はいかがでしょうか。

○富田農政部長 農業と農山村の再生についてでございます。

農村コミュニティの維持、再生では、その担い手となります昔からの定住者、また新規就農者など、それぞれの役割が重要であると考えてございます。

そのため、本市におきましては、新規就農希望者の研修開始から経営確立までを地域と一体となって支援する新規就農確保・育成対策費、また、農業後継者への支援や農福連携等によります多様な農業人材の確保、育成に取り組む担い手確保・育成バックアップ対策費、また、中山間地域におきます農業生産活動が継続できるような共同取組に活用できる中山間地域等直接支払事務費等によりまして、農山村地域の維持、活性化につなげるよう支援を行っているところでございます。

また、そのほかに農業・農村理解促進費におきましても、都市住民の農業理解促進や農村地域の活性化を図るなど、農業者だけではなく、旭川市民全体で農村地域を支えられるような各種取組を行っているところでございます。

○能登谷委員 なかなか、農村と都市の住民とが理解し合うという機会も少ないですし、誤解も多いんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、都市住民が地域農業を十分理解して、農村地域の活性化に参加していく取組ということも大事ではないかなというふうに考えます。

これに資する取組として農業・農村理解促進費がありますが、事業目的、事業概要並びに新年度の予算額をお示しいただきたいと思います。

○富田農政部長 農業・農村理解促進費についてでございますが、この事業は、令和7年度まではグリーン・ツーリズム推進費として実施してきた事業でございます。

この事業の目的といたしましては、市民が農業、農村に接する機会を創出いたしまして、都市住民の農業理解促進や農村地域の活性化を図ることを目的としているところでございます。

事業と予算の概要といたしましては、農業者と市民が一緒になって旭川の農業の在り方を考えることを目的としております旭川市民農業大学や、市内の小学校4年から6年生を対象にいたしまして、農業体験などを通して旭川の農業や食、命の大切さについて考えることを目的としております子ども農業体験塾を実施いたします市民農業ふれあい事業といたしまして47万8千円を、また、グリーン・ツーリズムの推進として小中学校の農作業体験や農家民泊を開業した農業者に対しての支援を行います旭川市営農改善推進協議会への負担金といたしまして70万4千円、また、新規事業でございます米どころ旭川・田んぼのキセキ事業におきましては99万5千円を計上しているところでございます。

なお、新規事業の実施に伴いまして農業体験に係る事業が拡大しておりますことから、実態をより正確に反映させるために、この事業名称をグリーン・ツーリズム推進費から農業・農村理解促進費へと名称を変更しているところでございます。

なお、事業費全体としての予算といたしましては217万7千円となっているところでございます。

○能登谷委員 新年度、令和8年度の新規事業で米どころ旭川・田んぼのキセキ事業がありますが、どのようなものなのか、何が奇跡なのか、伺いたいと思います。

○富田農政部長 この事業についてでございますが、これは児童への本市農業に対する関心、理解をさらに深めるため、学校のカリキュラムとも連動いたしまして、小学校5年生の家庭科における炊飯実習と連動いたしました田植・稲刈り体験を実施しようとするものでございます。

事業概要といたしましては、協力農家での田植・稲刈り体験を行うほか、農家を訪問する児童へのバス等での送迎を実施するほか、また、収穫したお米につきましては、先ほど申しました家庭科

での炊飯実習に活用するために提供するなど、行ってまいりたいと思います。

なお、参加につきましては、学校単位の申込みといたしまして最大100名の参加を想定しているところでございます。

○能登谷委員 昔は、東鷹栖の、それこそ、刑務所の下に小さい小川があつて、突哨山のほうから沢水が流れてきていたんですね。そこにはサンショウウオがいましたね。地元の人はみんな知っていたんだけど、あまり宣伝はしないようにしていたと思うんですけど、その後、刑務所が新築になりましたので、最近はその水が流れているかどうかちょっと確認できないような状態になっちゃいましたけど、そういう意味では、本当に農山村の奇跡というのはいろいろあつて、魅力もいっぱいだし、子どものときから本当に親しんでもらえればいいんじゃないかなというふうに思いますね。

この事業の実施によって、どのような効果を期待しているのかも聞かせたいと思います。

○富田農政部長 既存事業でございます旭川市子ども農業体験塾は、主に農作業体験に興味がある児童が応募し、参加しているところでございますが、一方、この田んぼのキセキ事業におきましては、ふだん、農業への関心を持っていない都市部の児童にも、作付面積及び生産量が全道一である米どころ旭川の農業について学ぶ機会を創出するものであり、多くの児童の農業理解がさらに深まるほか、食の大切さや農業者への感謝の気持ちが育まれることで、農業を基幹産業とする本市に生まれ育ったことに誇りを持てるような事業となっていくことを期待しているところでございます。

○能登谷委員 家族農業は、食料安定供給や環境の保全、地域経済活性化に不可欠な農業形態だと思います。特に、世界的にもその重要性が見直されていまして、先ほどもあれしましたが、国連で家族農業の10年が定められているということです。

今後、地域農業の振興、農山村の活性化における家族農業の重要性は変わらないと思いますが、市としては、どのような方向性を持って取組を進めるのか、お示しいただきたいと思います。

○林農政部長 家族農業を切り口として農村振興全般に係る質問だったかと思います。

結論といたしましては、本市のまちづくりを推進する上で、農村振興については、その重要性をしっかりと再認識した上で、それに見合った施策を展開していく必要があるというふうに考えております。

第8次総合計画におきましても、集落の活性化なり農村振興については示しているところでありますので、そういったことからいってもしっかりと対応する必要があるかと思っています。

地域でやっぱり暮らしていけないということになると、離農に直結すると思うんですね。里山の話ですれば、昨今の鳥獣被害なんかもありますし、やはり、郊外型の農村社会というのは、非常に重要な、まちにとっても重要な位置づけにあるかと思っています。遠い将来はどうなっていくかというのはいろいろあると思いますけれども、少なくとも、当面はここをしっかりと活性化していく必要があると思います。

そういった意味では、事業ベースで見ると、今、御答弁させていただきましたけれども、例えば、農業体験にしても、あるいはグリーン・ツーリズムということでの支援、それから中山間ということから言えば、国費もいただきながらという、そういった幾つかの事業がありますけれども、

比較的、直接、振興策という感じではないので、この辺はやはりちょっと手薄かなというふうには思っていました。

そういった中で、この田んぼのキセキ事業を始めるわけですが、私どもとしては、今、最大100名という話をしましたが、趣旨からいくと全部の子どもたちに体験してもらいたいな、そんな思いはあります。

ただ、当然、課題がいろいろあって、協力農家といっても普通に生産している方々ですから、農地の問題も含めて簡単ではないだろうというふうに思います。しかしながら、かといって行政が全部それをやるのかということにもならないので、この事業がしっかりと根づくというためには、担い手をどうやって考えていくかというのが極めて重要なというふうには思っています。

これは、昨日も御答弁しましたが、大学の実習生の受入れだとか、いろいろ地域に絡んでやる事業については同じことが言えるのかなというふうに思っています。

そういった意味では、今、農水省のほうでは農村RMOという取組も補助メニューとしても含めてあるんですけれども、これは、いわゆる地域に、今回は都市部の我々の話かもしれませんが、外部の人間が入って行って、あるいは、移住でもいいんですけれども、そういった生産者以外の方々が地域一丸となって地域を運営していくという、そういう組織体をつくりながら対応するだとか、そういった方向性も一定程度見えてきているのかなというふうに思います。

これは、農村だけではなくて、もともとは総務省の事業ベースだったと思うんですけれども、旭川でいえば、地域まちづくり推進協議会が一番近いのかなと思いますけれども、そういった新しい農村の地域振興策も含めて、担い手の問題ですとか、それ以外のことも含めて、我々としては、まだ研究段階かもしれませんが、近い将来にそういったことをしっかりと対応できるような、目的も定めつつ、解決策もしっかりと示していけるような、そういうふうに進めていきたいなというふうに考えています。

○能登谷委員 大事な答弁だったと思います。それこそ地域のほうの公共交通の問題もありますので、長年住み続けたその里山で、最後は、免許もなくなり、おばあちゃん一人でバス停まで2～3キロ歩くという中で、とうとう参ってしまって、まちのほうの子どもたちのほうに行っちゃったりとか、今でも頑張っているとか、いろんな人たちが実際にいらっしゃいますので、地域公共交通もそうだし、介護やいろんな市民生活ということもそうだし、まちづくり全体の課題として、市としては、いろんな農山村での暮らし方ということを守っていけるように様々な施策が必要になるんじゃないかなというふうに感じています。

最後に、このたび富田次長が定年になるということで、役職定年ですので仕事のほうはまだ続けるんでしょうけども、多分、こういうところで答弁する機会は最後になると思いますので、少し、これまで振り返ってどうだったのかなということとか、今後の市政に何か一言残してほしいなと思うんですね。

僕らが一番お世話になったのは、議会事務局にいらっしゃいましたから、文化・スポーツ議員連盟の担当していただいていたんですよ、当時。当時は自民党の鎌田勲議員が会長で、私は2期目の小僧っ子でしたけども、事務局長、あんた、やりなさいと鎌田さんに言われてやっておりました。

多くは、議場コンサートとか、今思えば、オリンピック選手を輩出した柔道の顧問の先生を、議

場コンサートでなく、議場講演というのをやってみたりとか、いろんなことをさせてもらったんですけども、特に印象に残っているのは、バーサーロペットとか夏まつりに、テントを張って、文スが議連有志というテントを一張り張って参加させてもらいました。

バーサーロペットは、歩くスキーもみんな出て、テントでは焼き肉をやったり、いろいろ盛り上げて、そこに元議員さんたちが来たり、ほかの職員とか理事者もやってきたりして大いに交流するということで、富田さんは、大体、機材一式を家から持ってきて、焼き肉の台から、テーブルから、椅子から何からみんな持ってきて頑張っていました。

当時、一番お世話になったのは、多分、福居議長だと思うんですね。福居議長のお子さんが、当時中学生だったかな、その子がさらにお友達もたくさん連れてきて、一回、終わって肉も片づけたんですが、もう一回、出して全部平らげていってくれましたので、多分、福居さんが一番お世話になったと。

夏まつりでは、本部テントの隣に文スが議連有志というテントを張らせてもらって、3日間、それこそ議員も事務局職員も、みんなで交番で、必死で焼き鳥を3日間焼き続けて、それ以外のメニューもありますけど、そして売するというのをして頑張ったと。それらも、事務局の対応は、全部、富田さんが一手に引き受けてくださいましたので、今思えば、ちょっとどうかな、やり過ぎたかなということもあるんですが、本当にお世話になりました。

富田次長の市職員の人生の中のほんの一部でしょうから、しかし、そのいちずに働く富田さんの人柄みたいなものはかいま見られたなというふうに思いますので、もうしばらく働くのでありましようが、ぜひ、職員人生を振り返って今後の市政に何か一言残していただければありがたいと思います。

○富田農政部次長 この分科会の本当に貴重なお時間の中、大変恐縮でございます。

私は、60歳ということでございまして、役職定年ということで、今月いっぱい管理職は一旦卒業ということになろうかと思っております。

管理職といたしましては、経済部で5年、議会事務局で5年、現在、農政部3年、合計13年ということでございますけれども、この間、本当に素晴らしい上司、同僚、また議員の皆様方に本当に支えていただきながら今日を迎えられておりますことは、非常にうれしく、大変感謝申し上げる次第でございます。

特に、議会事務局では、それこそ平成10年から20年の10年間も合わせますと合計で15年間勤務いたしまして、本当にいろいろなお仕事やら経験をさせていただいたところでございます。

中でも印象深いというか、その点は、まさに、議員の皆さん、多くの市民の方々の負託を受けまして、日々、よりよい旭川を実現するために全力を尽くされているという、お仕事をされている姿を、本当に近くで仕事をさせていただきまして、また、その姿を見させていただけたこと、これが一番大きな経験でございますし、自分にとりましても大きな財産になっているというふうに考えているところでございます。

4月からも、引き続き職員としては勤務する予定でございますので、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をいただければ幸いです。

本日は、誠にありがとうございます。（拍手）

○能登谷委員 農政部は以上になります。

続いて、観光プロモーション推進費について伺いたいと思います。

最近、あさっぴーの露出が減っているんじゃないか、あさっぴー、どうしたの、住民票の異動でもしたのかという心配する声が寄せられております、複数。

あさっぴーが嫌いな人もいると聞いていますが、これは、B e y o n d あさひかわの一環でビヨンドあさっぴーなのでしょうか。何か環境の変化でもあったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 旭川市シンボルキャラクター、あさっぴーにつきましては、市政への理解促進や本市のイメージアップ等に寄与する場合に、庁内外に広く貸出しを行っております。

あさっぴーは、ゆるキャラグランプリで道内第1位に選ばれたこともある大変人気のキャラクターであるため、できるだけ多くの場所で活動できるよう体制を整えておりましたが、長年の活躍により修繕が難しい部分も生じたことから、令和7年1月以降は活動体制を見直し、やむを得ない場合を除いて一度に1か所での出演とさせていただいております。

その結果、観光課での直接的な使用を含む貸出し日数ベースで申し上げますと、令和7年度は令和6年度の約7割となっており、出演機会は減少しております。

○能登谷委員 やっぱり減っているんですね。

それで、前に富山県の黒部市に視察で伺ったことがあります。そのときは、それこそトキが飛来しているということで、黒部市は特別住民票を付与しました。その後、同じ個体が石川県羽咋市に飛来して定住したので、羽咋市も特別住民票を付与しました。これは異動届を出したかどうか分かりませんが、特別住民票をもらったということになりました。

それから、別の件ですが、京丹後市では、コウノトリに特別住民票を発行し、つがいだったので繁殖もしたことから母子手帳も発行しています。

あさっぴーには特別住民票は付与されないのでしょうか。

○上田観光スポーツ部観光課長 あさっぴーは、本市のシンボルキャラクターとして多くの皆様に親しまれております。

一方で、あさっぴーの住所は非公表となっておりますため、他の自治体で見られるような特別住民票の発行はしておりません。特別住民票の発行はしておりませんが、今後もイベントやPR活動などを通じて本市の魅力をより広く発信できるよう、活躍の場の充実を図ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 秘密主義なんですね。

ところで、あさっぴーは、現在何歳なんでしょうか、旭川市のキャラクターに就任して何年になるのでしょうか、併せて伺います。

○上田観光スポーツ部観光課長 あさっぴーの年齢につきましては、こちらも非公表となっておりますが、もともとはゴマフアザラシの男の子が憧れのホッキョクグマの姿に変身したという設定であることから、比較的若い年齢なのではないかなと考えております。

あさっぴーは、平成22年度の旭川市開村120年記念事業の一つとして誕生しており、本市のシンボルキャラクターに就任してから、今年度で15年を迎えております。

○能登谷委員 就任してから、結構、年月が経過しています。

かつて、小松あきら議員が、もう引退されましたけど、あさっぴーがメタボ体型なのに、市の特定健診のデザインにを使って大丈夫なのかと質問しました。当時の高瀬副市長が、汗をかきながら真剣に答えていたのを思い出しました。

ところで、あさっぴーの衣服は相当古くなっていると思いますが、定期的に更新されているのでしょうか、新年度の計画などがあれば、お示しいただきたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長 あさっぴーは、これまで市内外の多くのイベント等に参加しながら活動しており、その都度、体や衣服のクリーニングや補修を行うなど、できる限り良好な状態を保てるよう努めてまいりました。しかし、長年の活躍により、補修だけではイメージキャラクター就任当時の状態を維持することが難しくなっております。

こうした中、市内の企業から、あさっぴーのリニューアルを応援したいとお申出をいただきまして、現在、全面的な更新を進めております。令和8年度には、多くの皆様に笑顔をお届けできる新しいあさっぴーの姿をお披露目できる予定としております。

○能登谷委員 かつて、全国市議会議長会研究フォーラムというのがあって、松山に市議会議員が大量に旭川からも行きました。それはなぜかという、翌年、旭川市でそのフォーラムが開かれるということで、来年、ぜひいらしてくださいと皆さんに案内するということで、あさっぴーも一緒に行ったんですよ。そうしたら、あさっぴーは一人で動けないんですね。それで、石川厚子議員とか山城えり子議員とかが両脇を支えて歩くということで、いろんな目に遭いながらも無事に帰ってきたんですね。大事にしてやってほしいなと思ひながら。

それで、一人では、当時、動けないんですが、今度、リニューアルした場合は、一人で動ける感じでしょうかね。

○上田観光スポーツ部観光課長 あさっぴーは、やはり、体が大きいので、なかなか、一人では、ドアの狭いスペースを通るのも大変難しいですし、あさっぴーは大事に使っていききたいという思いもありますので、きちんと介添えの方がついて運用をするように大事に使っていききたいと思っております。

○能登谷委員 さっきから想定のないことをずっと言っていますが、ジェンダー平等の時代ですので、ジェンダーが何かもちよっとはっきりしませんけども、ゆっきりんは新しくしてもらえんのでしょうかね。

○上田観光スポーツ部観光課長 ゆっきりんにつきましては、広く貸出しを行ってはいないということで、町内のイベントですとか、そもそも見ることができるのか、プレミアム感を持ってということでの運用をしておりますので、まだゆっきりんの衣装はそれほど古くはなっていないということで、今後も現在のゆっきりんは出演していくという予定としております。

○能登谷委員 ゆっきりんもなるべくね、大分タイプが変わっちゃうようなので、今度は、あさっぴーはバルーンタイプみたいなので、ぜひゆっきりんのことも考えてやってほしいなと。

いずれにしても、子どもに大変人気があるし、旭川のキャラクターとして定着していますので、観光推進の上でも子どもたちの期待にも応えて大事にしてほしいなということを書いて、これについても終わりたいと思います。

続いて、冬季スポーツの振興について伺いたいと思います。

バーサーロペットですね。歩くスキーの普及などについて、冬季スポーツの振興策について伺い

たいと思います。

今年は、冬季オリンピックも開催されて、スキー、スケート、スノーボードの関心が高まりました。かつて、2010年3月に、その当時も議会中でしたけど、ある朝、家の前で雪かきをしていたら、近所の人が歩くスキーをかついで歩いていましたので、どこへ行くのと声をかけましたら、河川敷まで行くと。

僕のところは、東光スポーツ公園のちょっと手前のほうなので、確かに奥まで歩いていけば行けるんですけど、それで、その方たちが、スポーツ公園ができたなら、まだできていなかったの、外周でも、歩道でもいいから、せめて歩くスキーが通れるぐらいの冬のコースをつくってもらえないか、提案してほしいんだという話でしたので、ちょうど予算議会で今頃だったので、すぐに議会で質問させてもらいました。

当時は、長谷川明彦社会教育部長か、最後は代表監査になって終わられましたね、この方は。その方が、東光スポーツ公園については、担当の土木部と協議して、冬期間の施設の有効活用という観点から歩くスキーコースを整備したいと答弁してくださいました。土木部でも同じようなことを言ってもらいました。

それもあって、今年、オリンピックもあったので、久しぶりに私もクロスカントリースキーを出して乗ってみましたけど、東光スポーツ公園に行ってみましたけど、一回りしただけで、すっかり息が上がって、もうへろへろで帰ってきました。クロスカントリーの板でなく、歩くスキーの板にすればよかったかと、すっかり後悔しましたね。裏に止めがあるから滑らないので、そっちのほうがよかったのかなあと思いながら。それにしても、日頃、これ、鍛えていないと駄目だなということもしっかり反省しながら帰ってきましたけども、その後は御覧のとおりです。反省が生かされていないという実際の生活ですけども、それを言っている場合じゃないので、バーサーロペットに関わる予算をまずお聞かせいただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 バーサーロペット・ジャパンに関わる予算といたしましては、10款6項1目、スポーツ大会開催負担金・補助金のうち、バーサーロペット・ジャパン開催負担金としまして1千万円を計上しております。

○能登谷委員 あわせて、バーサーロペットの実績とか、この間の推移についてもお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長 これまでのバーサーロペットの参加者数でございますが、昭和56年から46年間にわたり続いている大会でありまして、一時は1万人を超える参加者がありましたが、コロナ禍以降、令和4年度は1千198人、令和5年度は1千262人、令和6年度は1千393人、今年度は1千342人となっており、コロナ禍後はやや増加傾向にあります。

一時期より参加者数は減っておりますが、幼児から高齢の方まで参加いただき、また、今年度にあつてはスウェーデン大使も御参加いただくなど、国際交流の意味合いを持っておりまして、本市のスポーツ振興にとりまして重要なイベントであると認識しております。

○能登谷委員 1万人を超えているときから見れば相当減ってしまって、厳しいなというふうに思います。

それから、気候もあって、この間、2回ぐらい、日程を前倒ししていますよね。もともとは3月の春分の日でしたが、この後だったので、もう雪がないというので今の時期になっているけど、ま

たさらに変える課題もあるのかなと思いますけど、場所も、競馬場で最初はやっていて、僕は、それこそ文スポ議連でテントを張っていたのは競馬場のときなんですよ。それが北彩都に変わったり、いろいろ変遷してきていると思いますので、大変厳しい状況だなということは分かります。

あわせて、歩くスキーの普及や環境整備について、どういう考え方を持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 歩くスキーにつきましては、本市の委託、または指定管理者の自主事業としまして、市内7か所の公園等にコースを設置し、市民の皆さんに親しんでいただいております。また、歩くスキー講習会も年2回開催いたしまして、歩くスキーを始めやすい環境を整えております。

○能登谷委員 気になっているのは、今年度から神楽岡のコースが廃止されているんですよ。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 神楽岡の歩くスキーコースにつきましては、令和6年度まで、市から、公園緑地協会の委託事業として歩くスキーのコース整備をしておりました。

スポーツ推進課から、歩くスキーコースの委託は、北彩都と春光台公園、それから神楽岡公園の3コースでありましたが、神楽岡公園の場合、1日当たりの利用者数が令和6年度で7.3人となっておりまして、北彩都の1日当たり30人と比較しまして約4分の1、春光台の68.9人と比較しまして約10分の1と少なかったことから、事業の見直しの中で廃止に至ったところでございます。

○能登谷委員 神楽岡も行ったことがありますけど、それはそれで楽しいコースなんですよ。東光スポーツ公園よりはまだいいと言ったら怒られるけど、東光スポーツ公園は本当に平らなんですよ。吹きっさらしで、風がびゅっと来れば本当に寒いし、逃げるところもないんですけど、神楽岡もそんなにアップダウンはあまりないですけどね。それにしても、あちこちでやっぱりやれる環境というのは大事じゃないかなと思うんですね。聞いたら、永山中央公園もできる、やっているらしいと、土木部のほうで自主的にということなんですけど、それがやっぱり全市的にやれるようにしていくということがすごく大事じゃないかなあと思いますね。

バーサーロペットの参加者も激減しているし、歩くスキーのコースも少なくなるという中で、冬季スポーツに親しむ人が減らないのかなということを心配しています。どうしても冬は体を動かす機会が減りますので、体力づくりだけでなく、ストレス解消の面でも健康なまちづくりの面でも冬季スポーツの振興をぜひ図っていただきたいと考えます。

今後の冬季スポーツ振興の方向性をお聞かせいただきたいと思います。

○松田観光スポーツ部次長 令和5年3月に旭川市スポーツ推進計画を作成しておりますが、その中で週に1回以上スポーツをしている成人の割合を示すスポーツ実施率を出しております。通年での実施率は、令和4年度で49.3%となっておりますが、冬季の率が38.8%と、通年に比較して10%程度低くなっております。

このため、同計画におきましても、冬季も含めたスポーツ機会の創出や環境づくりに努めることによりスポーツ実施率の向上に努め、市民生活の向上や健康増進を目指すこととしております。

○能登谷委員 やっぱり10%も低いということなので、ぜひ、そこも向上できるように環境づくりに今後も頑張っていただきたいなというふうに思います。

冬季スポーツはこれで終わります。

最後の課題です。

花咲スポーツ公園新アリーナについて伺っていきたいと思います。時間がかかりますが、よろしくお願いします。

資料もいただいております。それで、事業費とか事業概要とか、いろんなことはこの前にも既に何人か質疑がありましたので、ばさっと飛ばしていきますが、建設費等の関係について、まず、幾つか伺いたいと思います。

建設費が140億円と当初聞いていましたが、現在も同じ想定なのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 提案上限額算定のため試算した建設費につきましては、令和6年度に策定した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画において示した新アリーナの概算建設費約140億円について、工事着工が令和10年度と想定し、現在の建設費高騰が続くと想定をした上で168億円としております。

○能登谷委員 168億円まで上がってきているということですね。

建設費以外の経費はどれぐらいになる見込みとなっているのかも伺います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 建設費以外の経費は、令和6年度策定の新アリーナ等基本計画では、新アリーナの維持管理・運営費を年間約2億5千万円と試算しており、提案上限額算定のための比較検討においては、人件費の高騰分を見込み、令和13年度では約2億9千万円と想定をしております。

また、施設を長期に使用するためには一定の年数での大規模改修が必要となりますので、提案上限額の算定においては約63億円を想定しております。

○能登谷委員 63億円で、それはそれでかかってきますね。そうすると231億円ぐらい、ざくっとかかるのかなと思うんですね。

市は、年間4億3千800万円の使用料を払うという想定になっていますが、使用料は最大の期限まで払った場合の総額は幾らになるのか、お示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 新アリーナ活用事業の対価として支払う額の提案上限額が4億3千800万円であり、事業期間は施設の供用開始から最大65年を提案できるとしていることから、仮に4億3千800万円を65年間支払うとすると約284億7千万円となります。

しかし、この4億3千800万円は、建設費、維持管理費のほか、固定資産税や土地の使用料も含め設定しており、このうち固定資産税については減価償却により通常は低減していくことから、全期間の平均とすると金額が低く抑えられるため、提案上限額の算定においては、当初の10年分の平均額を試算し、計上しております。

固定資産税については、施設が完成後に評価し、決定されるものであることから、あくまで仮の算定ではございますが、65年の固定資産税額を試算し、65年分の事業費を算定すると約256億6千万円となります。

今後の公共利用として必要な内容や時間の変化、さらには物価高騰など、様々な要因による支払い額の変動があることから、現時点で事業費の総額についてはお示しが難しいと考えております。

○能登谷委員 それにしても、建設費１４０億円に対して２５６．６億円ぐらいまでかかるということなので、そうであれば市が直営で建設したほうが安く済むということにはなりませんか。

○榊井副市長 反問権をお願いします。

○江川委員長 ただいま理事者から反問の申出がありましたが、その目的、趣旨につきまして簡潔に説明をお願いします。

○榊井副市長 ただいま、委員より、建設費約１４０億円に対して、使用料総額が２６０億円余りの旨を比較した質問があったところでございます。

ただ、この額につきましては、今、答弁したとおり、使用料総額には維持管理費や大規模修繕、大規模改修費を含んだ額でございます。これらをあえて比較して質問した意図について、確認をさせていただきたいと考えております。（発言する者あり）

○江川委員長 趣旨について、まず。

○榊井副市長 失礼しました。すみません。

今、御説明したとおりですけれども、一見、市が直営で建設したほうが安くなるといったようなことでございましたけれども、片や、使用料総額については建設費だけではないという中で、どのようなことを考えて建設費が高くなるのかという観点の確認が必要なため、具体的に意図していることを確認したいと考えております。

○江川委員長 それでは、反問を許します。

○榊井副市長 最初に言ったことになりますけれども、すみません、申し訳ございませんでした。

建設費約１６０億円に対して、使用料総額２８４億円を比較した質問があったところでございます。

これで建設費が高くなるのではないかという趣旨の御確認だと思いますが、この建設費の意図、もし、あれですね、どのような額を比較してこのような質問されているのかという意図を確認したく、反問権を使わせていただきました。

そういう中で、これはどういう意図で質問されているか、教えてください。

○能登谷委員 それでは、反問権に答えます。

その前に、２つ間違いを修正します。

私のほうの間違いが１つあります。建設費１４０億円でなく、１６８億円に修正されましたよね。さっきの質問で。それから、使用料総額２８４億円と副市長はおっしゃいましたが、私は２５６．６億円と言いましたので、２つ、双方に間違いがあります。

それで、目的は、市が直営で建設したほうが安く済むのではないかという質問なんです。私は、ここを決めつけたわけではないんですよ。教えてほしいという意味で質問しています。

だから、いろんな建設手法がある中で、これまでも、ＰＦＩとか、直営とか、そういういろんな方式がある中で非保有方式を皆さん方は選定しましたから、そうなった中でも、これがこんなに金額が膨らむのに、当時は３０年ぐらいの想定しかしていませんでしたから、６５年まで想定してこんなに膨れると思っていませんでしたので、そういう中でも、市が直営したほうが安くないのかどうかということを質問させてもらったのであって、私が決めつけた背景ではありません。

○榊井副市長 先ほども、民設民営の場合の特徴をどこまで議員が理解しているかあれなんですけれども、建設費を比較するというような事業スキームではない中で、なぜ建設費は高くなる、安く

なるという議論をしているのかという観点について教えてください。

○能登谷委員 建設費とその後の使用料総額も含めて、最終的には市の負担、これはどうなるかということの比較が必要だと思いますから、市民の負担になりますから、建設費総額だけでない、様々な市の負担がどうなるか、それをこの後も含めて伺っていききたいので、示していただきたいという質問なんですよ。

○榊井副市長 ということは、ここでは建設費を質問していないという理解でよろしいでしょうか。

○能登谷委員 建設費に対して使用料総額を比べて、建設費のことで直営のほうがいいんじゃないかということを知っているわけで、総合的に判断していただければ分かると思いますし、ここは、私がこうだと決めつけたんでなくて、安く済むのではないかと聞いたんです。質問です。

○榊井副市長 私が知っているのは、安く済むのを聞いたかどうかを知っているんじゃないくて、なぜ建設費を対象にして知っているのかというのを聞いていて、今、議員から言われた、総合的な判断を最終的に聞きたいということですので、建設費ではなくて、維持管理費や大規模改修費等を含めて、もろもろについて答弁させていただくということではよろしいでしょうか。

○能登谷委員 議事進行。

○江川委員長 ただいま議事進行の発言がありました。

動議でしょうか、それとも発言でしょうか。

○能登谷委員 発言です。

○江川委員長 では、発言の趣旨について、簡潔に御説明願います。

○能登谷委員 反問権の趣旨を理解されていないと思います。反問すべき背景がないですね。私は質問をしていますので、質問に答えていただく。答えていただくための材料は整っていますし、理事者からこういうふうに答えるよということも内々に聞いていますから。副市長だけ分からないということの中で反問するということは当たらないと思います。

そもそも反問権は、それを聞かないと質問に答えられない、背景を聞かないとという趣旨のものですから、答えられるかどうかについては、一定程度すり合わせもされていますし、分かっていますので、なぜそこで反問しなければならないのか。反問権の趣旨と合わないと思いますので、撤回していただきたいと思います。

○江川委員長 ただいま、反問権のその趣旨について、委員長に対しての議事進行の発言というように受け止めました。

この反問権の付与の実施に関しまして、こちら、市議会の関係例規集を確認させていただきましたところ、反問に対する部分は、範囲としましては、内容や趣旨の確認、また、政策提言など全般に対しての反問という、この2点となっております。

現在のところ、副市長の反問に関しましては、能登谷委員からの質疑に対してのその内容に関する部分だと思いますので、意見を述べる場ではなく、質問に対して答弁をまず理事者に対して求めることとし、反問の撤回でいいのか……。 (発言する者あり)

では、反問を終了して、引き続き答弁を求めたいと思います。

○榊井副市長 先ほども申しましたが、建設費を聞かれていますので、建設費については、使用料総額からだけでは答弁することは困難だと考えております。

使用料総額に対して比較するならば、建設費に加え、維持管理費や大規模改修費についても含めて議論する必要があると思いますので、市が建設費だけで安く済むのかという質問に対しては、それについては判断することは困難であるという答弁になるかと思います。

あわせて、先ほどの中のやり取りの中で総合的に聞かせてほしいという指摘もございましたので、その点について答弁させていただきます。

施設を整備し、所有した場合は、先ほど申しました建設費に加え、施設の維持管理費や大規模改修費も必要となるというふうに考えております。仮に維持管理費を2億9千万円で、これを65年間負担すると約190億円程度になるかと考えております。これに建設費が約168億円、さらに大規模改修費63億円を加えますと総額419億5千万円となりますけれども、市が施設を整備する場合は、補助金や交付金の活用や市債の交付税措置の活用がありますから、市が、実際に市がちゃんと負担しなきゃいけない額というのを、そういうのを含めて計算し直しますと約332億2千万円というふうになります。

また、この事業については、令和6年度に官民連携手法で整備することとしておりますので、提案上限額の算定においても、通常手法ではなくて、官民連携手法で最も有利な手法であった場合を比較した場合、65年間の総事業費は約320億円程度になると考えております。

いずれの場合においても、非保有方式よりも安くなると考えておりますので、民間事業者の経験やアイデアも生かせる非保有方式のほうが有利であるというふうに考えているところでございます。（「議事進行」と言う者あり）

○江川委員長 動議でしょうか、それとも発言でしょうか。

○能登谷委員 発言です。

○江川委員長 発言の趣旨について、簡潔に御説明願います。

○能登谷委員 今、副市長がお答えになったのはですね、もともと、私に対し、提出されていた答弁要旨を全くそのまま読んだだけです。

ということは、最初から答弁が可能だったわけで、反問権を行使しなくても同じものが読まれたので、ということは、副市長の反問権の部分は不必要だったと思いますので、全てまるっと撤回してください。

○江川委員長 暫時……（「議事録精査」と言う者あり）議事録精査……暫時休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後4時25分

○江川委員長 再開いたします。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時26分